

福島県奨学資金

高等学校・専修学校（高等課程）

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

1 貸与月額

区 分	国 公 立	私 立
自 宅 通 学 の と き	18,000 円	30,000 円
自 宅 外 通 学 の と き	23,000 円	35,000 円

2 貸与期間

令和7年4月分から在学する学校の正規の修業期間

3 申込の方法

在学する学校を通して行います。

- ① 申請に必要な書類を学校へ提出 _____ 月 _____ 日まで
- ↓
- ② 学校の推薦を得て申請へ
- ↓
- ③ 市町村立教育委員会へ
- ↓
- ④ 福島県教育委員会へ

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16
Tel:024-521-7775(直通) Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索

- 4 採用の決定**
- (1) 提出された書類により選考作業を行い、内定者には福島県教育委員会（以下「県教委」）より、学校を通して12月に通知します。
 - (2) 奨学生の採用は、入学したときをもって正式に決定し、「貸与月額確認書」及び「誓約書」を進学後の在学する学校長を経て提出していただきます。
 - (3) 今回採用にならない場合や高等専門学校（予約採用の対象外の学校）に進学された場合でも進学後、在学学生を対象とした募集がありますので、進学した学校にご相談ください。
- 5 奨学資金の交付** 採用者の奨学資金は、口座振替による支払申出書で届けられた本人の口座に原則として毎月10日（その日が土・日・祝日の場合はその日以後最初に金融機関が取引を行う日）に交付します。
- なお、採用後の初回の振込は、5月下旬に4・5月分をまとめて振り込む予定です。

<応募資格>

1 次に掲げる条件を具備していること。

令和7年度に高等学校又は専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）に進学を希望し、現在、県内の中学校3年に在学している生徒であること。

2 在学学校より推薦を受けるには、【学力】及び【所得】の基準を満たしていることが必要です。

【学 力】

中学校における1・2年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第2位四捨五入）が3.0以上であること。

※県立高校の入学者募集停止及び統合に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。詳細は、次頁（※1、※2）をご覧ください。

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

～収入の目安～ [父・母・高校生・中学生の4人家族の場合]

給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
785万円以下	330万円以下

※ 所得基準額は、家族数などによって異なります。

<注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
- 2 他の貸与型奨学資金と併願することは可能ですが、同時に受けることはできません。採用後に他の貸与型奨学金との併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

福島県奨学資金には「予約採用」の外、高校等入学後に申し込む募集区分もあります。詳細は高校等を通じてお知らせします。

○在学採用 4月～6月募集

○緊急採用 家計の急変（主たる家計支持者の解雇、退職、死亡、離別、破産、病気、事故、災害等）により緊急に奨学資金が必要となった場合

○震災特例採用 原子力災害被災地域において被災し修学が困難となった場合

- ※1 県立高校の入学者募集停止に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。
（平均評定は問わない。勉学に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると学校長が認める者。）

入学者募集停止に伴う学力基準緩和対象 *				
	入学者募集停止にかかる 高校及び学科 (A)	対象となる高校及び 学科 (B)	対象中学校 (C)	対象期間
令和 5 年度	県立塙工業高等学校 工業科	県立白河実業高等学校 工業科	棚倉町立棚倉中学校 塙町立塙中学校 矢祭町立矢祭中学校 鮫川村立鮫川中学校	令和5年度から 令和9年度
	県立白河実業高等学校 農業科	県立修明高等学校 農業科	白河市立白河中央中学校 白河市立白河第二中学校 白河市立東北中学校 白河市立白河南中学校 白河市立五箇中学校 白河市立表郷中学校 白河市立大信中学校 西郷村立西郷第一中学校 西郷村立西郷第二中学校 西郷村立川谷中学校 泉崎村立泉崎中学校	令和5年度から 令和9年度
令和 7 年度	県立好間高等学校	県立いわき総合高等学校	いわき市立赤井中学校 いわき市立小川中学校 いわき市立三和中学校 いわき市立好間中学校	令和7年度から 令和11年度

* (A)の入学者募集停止により、(C)の生徒が(B)の高校及び学科に進学する場合、学力基準を緩和します。

- ※2 県立高校の統合に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。
（平均評定は問わない。勉学に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると学校長が認める者。）

統合に伴う学力基準緩和対象			
	統合校 (A)	対象中学校 (B)	対象期間 (C)
令和4年度統合	県立須賀川創英館高等学校	須賀川市立長沼中学校、須賀川市立岩瀬中学校、天栄村立天栄中学校	令和4年度から令和8年度
	県立会津西陵高等学校	会津坂下町立坂下中学校、湯川村立湯川中学校、柳津町立会津柳津学園中学校	令和4年度から令和8年度
	県立いわき湯本高等学校	いわき市立上遠野中学校、いわき市立入遠野中学校、いわき市立田人中学校	令和4年度から令和8年度
	県立相馬総合高等学校	新地町立尚英中学校	令和4年度から令和8年度
	県立ふくしま新世高等学校	伊達市立伊達中学校、伊達市立梁川中学校、伊達市立松陽中学校、伊達市立桃陵中学校、伊達市立霊山中学校	令和4年度から令和9年度
令和5年度統合	県立伊達高等学校	伊達市立梁川中学校	令和5年度から令和9年度
	県立二本松実業高等学校	二本松市立小浜中学校、二本松市立岩代中学校、二本松市立東和中学校	令和5年度から令和9年度
	県立会津農林高等学校	喜多方市立山都中学校、喜多方市立高郷中学校	令和5年度から令和9年度
	県立南会津高等学校	南会津町立館岩中学校、南会津町立南会津中学校	令和5年度から令和9年度

* 統合により、(B)の生徒が(A)の高校に進学する場合、学力基準を緩和します。

※1及び※2については、対象中学校は限られていますのでご注意ください。
詳しくはお問い合わせください。

<必要書類> 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

□ 福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 申請者(生徒)の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を必ず提出してください。
- ③ 保証人は2人(連帯保証人と保証人)必要です。
※ 連帯保証人・福島県内に住所を有する親権者等(父、母、未成年後見人または、これに代わる者)。
※ 保証人・……申請者及び連帯保証人と別住所・別生計で、返還の責務を負える成年者。
65才以下の方にしてください。
- ④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押し、余白に正しく記入してください。(修正液、修正テープの使用不可)

□ 福島県奨学生推薦調書(第2号様式)⇒ ※在学している学校で記入します

□ 令和6年度(令和5年分)・令和5年1月から令和5年12月まで)所得証明書(就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ③ 令和5年の中途又は令和6年中に退職、転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。

□ 住民票謄本(本籍記載の世帯票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 取得の際は、マイナンバー以外全ての項目の表示を「有」として下さい。(続柄・筆頭者など)
- ③ 同居・別居を問わず同一生計の方全員分を提出ください。(単身赴任や学生を含む)
※ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

□ 保証人の住民票抄本(本籍記載の個人票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

□ 口座振替による支払申出書

- ① 申請者(生徒)名義の普通預金のみ有効。(貯蓄型口座への振替はできません。)
- ② 通帳の表紙及び通帳の見開き1ページ(金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名がわかるページ)のA4コピーを添付してください。
- ③ 申請者(生徒)の住民票の住所を記載どおりに記入してください。

□ 居住証明書

□ 特別の事情にかかる経費内訳

□ 給与支払(見込)証明書



該当者のみ提出

返還について

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。福島県奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分に御理解のうえ、申請されますようお願いいたします。

また、返還方法は、県教委から送付される「納入通知書」により、納付（返還）していただきます。口座振替等の取扱いはありませんので注意してください。

なお、返還の目安については、下表をご参照ください。

返還の方法

【返還の期間・方法】 卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に応じ、20年以内に、全額を**半年賦（年2回）**で返還していただきます。県教委より納入通知書を発行・送付いたしますので、ゆうちょ銀行を除く銀行等の金融機関、または、コンビニエンスストアより納付（返還）していただくようになります。（県の指定金融機関及び出納代理金融機関では手数料はかかりませんが、県外の金融機関では手数料がかかる場合があります。）

【利子及び延滞利息】 利子は、**無利子**となります。

なお、納期限までに返還されない場合は、**年10%の延滞利息**が発生します。また、納期限を過ぎても返還に応じていただけない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

返還額の例

		通学別	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額※	回数	年数
国公立 高等学校	3年制	自宅	18,000円	36月	648,000円	36,000円	18回	9年
		自宅外	23,000円	36月	828,000円	41,000円	20回	10年
私立 高等学校	3年制	自宅	30,000円	36月	1,080,000円	49,000円	22回	11年
		自宅外	35,000円	36月	1,260,000円	52,000円	24回	12年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

給与所得者 5人家族（父・母・大学生・中学生・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	中学校3年生	自宅通学		160千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」
もしくは「給与支払金額」

身体障がい者控除額

① 給与所得の計算式（表1）から

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,724千円 - (1,440 + 160 + 860) = 1,264千円$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

③ 所得基準額表（表2）により 5人世帯3,070千円以下 ということで申請可能となります。

給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・姉・本人）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	自営業	営業所得	3,300千円	490千円
姉	専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	中学校3年生	自宅通学		160千円

父子家庭控除額

① 給与所得の計算式（表1）は当てはめない。

② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,300千円 - (490 + 1,120 + 160) = 1,530千円$$

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

③ 所得基準額表（表2）により 3人世帯2,640千円以下 ということで申請可能となります。

表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額=0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8-2,626千円=所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7-2,226千円=所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額-4,860千円=所得金額

表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,430,000円	5人	3,070,000円
2人	2,290,000円	6人	3,250,000円
3人	2,640,000円	7人	3,410,000円
4人	2,860,000円		

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

表3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)
2	就学者のいる世帯 (1人につき) 注1：自宅外通学の控除は、住民票 又は居住証明書等で確認でき る場合に限りです。 確認できないときは、自宅通 学の控除になります。	区分	通学形態	国公立	私立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円	
			自宅外通学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校 学生	自宅通学	360,000円	600,000円	
			自宅外通学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等 課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円	
			自宅外通学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門 課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円	
自宅外通学	620,000円		1,120,000円			
大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円			
	自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円			
3	身体障がい者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難などの被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円。				

備考 ① 「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。

② 現時点（申請時点）において特別の事情に該当する項目について控除されます。

③ 3の身体障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。

(表)

第1号様式 (第1条関係)

福 島 県 奨 学 生 願 書		※受付番号							
		※決定番号		高・大 第 号					
		ふりがな		性別					
		氏 名							
生年月日		年 月 日 (満 歳)							
在 学 学 校	立		本 籍						
	部 科 学年		現 住 所		電話番号 ()				
	電話番号 ()				貸与月額 円				
同上の 所在地			希 望 事 項		貸与期間 年 月から 年 月まで				
					大学等入学一時金 円				
家 族 の 状 況	氏 名 <small>(生計維持者と別居している者にはX印をつけること。)</small>	続柄	年齢	職 業	勤 務 先 又 在 学 先	疾病の 有 無	収入(税込) 金 額 千円	所得(税込) 金 額 千円	※
	1	本人							
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
計 名									
連 帯 保 証 人	ふりがな				保 証 人	ふりがな			
	氏 名					氏 名			
	生年月日	年 月 日 (満 歳)				生年月日	年 月 日 (満 歳)		
	本人との 続 柄		年間収入 (税込)	千円		本人との 続 柄		年間収入 (税込)	千円
	本 籍					本 籍			
	現 住 所	電話番号 ()				現 住 所	電話番号 ()		

裏面の記載上の注意を読んでから記入してください。

(裏)

参	奨学金を希望する理由					
	現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金	有・無	修学のための資金の名称		資金の種類	
					貸与・給付	
					貸与・給付	
考	本人の履歴	年 月 日	履 歴			
		年 月 日	立 中学校入学			
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
事	1カ月当たりの平均学費(収入=支出)	収 入		支 出		備 考
		家 庭 か ら	円	生 活 費	円	
		アルバイト等から	円	交 通 費	円	
		県奨学資金から	円	学 校 納 付 金	円	
		そ の 他 か ら	円	書 籍 ・ 学 用 品	円	
				そ の 他	円	
	計	円	計	円		
以上の記載事項に相違ありません。 奨学生として採用された場合は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定を守り奨学生としての責務をはたすことはもとより、奨学資金の返還についても誠実にその義務を履行します。						
上記のとおり保証人と連署して誓約します。						
年 月 日						
福島県教育委員会教育長						
申請者 (自 署)						
連帯保証人 (自 署)						
保証人 (自 署)						

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) 連帯保証人とは、福島県奨学資金貸与条例第5条第2項に規定する者をいう。
- (3) 現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金が有る場合は「修学のための資金の名称」の欄に当該資金の名称を記入し、「資金の種類」の欄の該当する種類を○で囲んでください。
- (4) 「本人の履歴」の欄には、中学校入学以来の学歴、職歴等について記入し、休学、転学、退学等の身分の異動については、理由を付して記入してください。
- (5) 「1カ月当たりの平均学費」の欄には、在学生にあつては直近の1カ月当たりの平均学費を、新入生にあつては入学後の1カ月当たりの見込額を記入してください。なお、自宅通学者にあつては、生活費の記入を要しません。

奨学金を希望する理由	兄が県外の専門学校に在学しており、また、父が単身赴任中であることなどから、少しでも家計の負担を少なくするため、奨学金を希望します。			
	奨学金の種類	貸与・給付 貸与・給付		
参	修学のための資金の名称	〇〇市奨学金 申請中		
考	現在受けている、又はこれから受けるための資金の有無	有		
事	年	月	日	履
	R4	年	4月1日	〇〇市立 〇〇中学校入学
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
項	収入	支出	備考	
	家庭から	生活費	15,000円	寮食費等
	アルバイト等から	交通費		
	県奨学金から	学校納付金		
	その他から	書籍・学用品	5,000円	
		その他	8,000円	
	計	計	28,000円	28,000円
	以上の記載事項に相違ありません。			
	奨学生として採用された場合は、福島県奨学金貸与条例その他の関係規程の規定を守り、奨学生としての責務をはたすこととはもとより、奨学金の返還についても誠実にその義務を履行します。			
	上記のとおり保証人と連署して誓約します。			

申請者(生徒)が奨学金を希望する理由を必ず本人が記入してください。

採用された場合の奨学金額を記入して下さい。
※例は県立高校自宅外通学者の場合

申請時にわかっている範囲で、毎月の奨学金の利用予定を記入してください。「収入計」と「支出計」が同額になるよう内訳を計算してください。

署名日を忘れずに！

令和〇〇年〇月〇日
福島県教育委員会教育長

申請者 (自署) 福島 太郎
連帯保証人 (自署) 福島 大介
保証人 (自署) 郡山 俊夫

申請者(生徒)、連帯保証人、保証人は、必ず自署してください。

福島県奨学生推薦調書														
氏名				在学 学校	立						部 制	科	年	
出身（在学）学校の成績	教 科													
	年													
	年													
	教 科													成 績 平均値
	年													
	年													
推 薦 所 見														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 学 力 人 物 家 庭 状 況 </div>														
参 考 事 項		(在学学校の学業成績の席次 人中 位)												
<p>上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長（学長） 印</p> <p>福島県教育委員会教育長</p>														
※ 判 定														

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。
- (3) 「出身（在学）学校の成績」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書等を添付する場合には、記入を要しません。

高校等予約採用

学校用記入例

※ 在学する中学校で作成してください。

福島県奨学生推薦調書											
氏名	福島太郎		在学	〇〇〇立〇〇〇〇中学校			部制	科 3年			
出身（在学） 学校の成績	教科	1年	国語	5	4	4	英語	5	4	3	成績 平均 値
	2年	3	4	5	4	4	音楽	4	5	4	
推薦所見 （学力、人物、 家庭状況）	4.1										
参考事項	上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。 令和6年〇月〇日 〇〇〇立〇〇〇〇中学校 学校長（学印） 福島県教育委員会教育長										
※ 判定											

「成績平均値」の欄は、全履修教科の評定の合計を全履修教科数で割った値（小数点第2位で四捨五入）を記入してください。

「推薦所見」の欄は、申請者の学力、人物、家庭状況等の観点から記入してください。

日付、学校名、校長名の記入と職印の押印を忘れずにお願います。

席次を含めて、参考事項がない場合は記入は不要です。

記載上の注意
 (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
 (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。
 (3) 「出身（在学）学校の成績」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書等を添付する場合には、記入を要しません。

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地（〒・建物名・部屋番号も記入してください。）

〒

3 居住の期間

年 月 日から現在（ 年 月）まで

令和 年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主、学校寮は学校）

住所

氏名

印

- ※ 住民票を移動せずに居住地を変更している場合は、住居の管理者の証明が必要。
- ※ 自宅外通学（親、もしくは生計維持者と別居している）者は、在寮証明書でも可。

(注) 該当者のみ
提出

特別の事情にかかる経費内訳書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長

(生徒名)

申請者

特別の事情にかかる経費については、下記のとおりです。

記

〔該当項目〕	※該当する項目の番号に○をつけてください。
1 障がい者がいる。	(該当者 分)
2 長期療養者がいる。	(該当者 分)
3 家計支持者が別居している。	
4 火災・風水害・盗難などの被害を受けた。	

(単位:円)

年・月						月計
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
領収書計						
年間推算額						

(注1) 「障がい者がいる場合」 : 障がい者手帳のコピーを添付してください。
(注2) 「長期療養者がいる場合」 : 病院・医師の「領収書(申込時まで6か月以上継続療養中のもの)」を添付し、年間所要見込額を推算してください。
※ 「障がい者がいる場合」に該当した場合は重複しての控除はできません。
(注3) 「家計支持者が現在別居して: 表に家賃・電気・ガス等の費用項目を記入し、各々最新の数ヶ月分の領収書がある場合」 : 領収書を添付し、年間所要見込額を推算してください。
(注4) 「火災・風水害・盗難」 : 罹災証明書、被害届等を添付し、被害総額を推算してください。
(注5) 証明書類の添付がない場合は控除の対象になりません。

